

ワンストップ特例制度利用に係る個人番号（マイナンバー）に 関連する本人確認について

個人番号（マイナンバー）に関連する手続きについて、下記の①番号確認書類と②身元確認書類で本人確認を行いますので、申請書をご提出の際に本人確認書類添付台帳に①番号確認書類と②身元確認書類を貼付けたものをご提出下さい。

①番号確認ができるもの（下記のうちいずれか1つ）

- ・個人番号カードの裏面のコピー
- ・通知カードのコピー

（令和2年5月25日以降に氏名・住所等の変更があった方は個人番号通知カードを番号確認書類として使うことができません。下記、個人番号が記載された住民票のコピーまたは住民票記載事項証明書で個人番号の証明が可能です。）

- ・個人番号が記載された住民票のコピー
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書のコピー 等

②身元確認ができるもの（下記のうちいずれか1つ）

- ・個人番号カードの表面のコピー
- ・運転免許証のコピー
- ・旅券（パスポート）のコピー
- ・身体障害者手帳のコピー
- ・公的医療保険の被保険者証（健康保険証）のコピー
- ・年金手帳のコピー
- ・在留カードのコピー 等